ISSN 0910-9730

神奈川県立博物館研究報告

—人文科学—

第 18 号

「相模型坏」出現期の意義
——柏ヶ谷長ヲサ遺跡の出土品を例に挙げて——
……國平　健三　(1)

川崎市・能満寺聖観音菩薩立像について
……塩澤　寛樹　(25)

神奈川県下にみられる盆の砂盛り習俗について
……鈴木　通大　(35)

【研究ノート】

天皇機関説排撃運動の地域的展開 (1)
——神奈川県における国家主義団体の動向を中心に——
……寺崎　弘康　(47)

〈史料紹介〉

『阿部家資料』収蔵「英国侵犯事略並和解」について
……國　　雄行　(57)

1992

神奈川県立博物館

「相模型坏」出現期の意義

——柏ヶ谷長ヲサ遺跡の出土品を例に挙げて——

國平　健三

一　はじめに

奈良時代に至って、それまでの古墳時代の土器様相とは異なった各国固有の土器が生産されるようになる。この生産を律令体制が東国にも確立する過程で生じた現象として捉え、「律令的土器様式」の成立とも云われる所以である。

東国に各国固有の土器生産が存在したことを最初に指摘したのは河野喜映氏で、氏は神奈川県厚木市鳶尾遺跡出土の土器を通して、相模型、武蔵型、甲斐型(中部型)を設定した（河野　一九七六）。

その後、相模型土器の概念規定や成立時期についての諸氏の見解が論文で発表され、今日では各国単位の土器型式が存在することはほぼ常識となって定着している。なかでも国別の土器型式の成立と消滅の様相は、国郡制の政治的実態をも反映していると思う。

ここでは海老名市柏ヶ谷長ヲサ遺跡一号竪穴住居址の土器類を例に挙げて、初期段階の相模型坏が成立する過程を検討し、それが、なぜ「律令的土器」と云えるのかを意義づけてみたい。

二　相模型土器の概念規定について

土師器でなる、相模型の器種には坏・皿・長胴甕・胴張甕・小形甕・台付甕があり、他には鉢形が僅かながら含まれる。これらの特長でもある概念規定を述べると、次のようになる。

まず坏は、器形が平底の箱形を呈し、底部から体部にかけての外面が篦ケズリ整形であることが基本的な要素となる。篦ケズリ部分以外の、口縁部から内面にかけては横ナデとナデの調整による。

皿は坏と異なって丸底風になるが、整形方法は坏と同じである。

長胴甕・胴張甕は篦ケズリ整形による古い器形を踏襲したものであるが、胴部外面がナデ整形による点で基本的な違いがある。この整形は板状工具の腹部で底部側から縦方向になされるが、内面には木口部分を用いた横・斜め方向のナデ調整が加わる。このために、木質部の摩耗した工具によっては木口の角度で櫛歯状のハケメ痕になることもある。底部はほとんど木葉痕である。底部木葉痕で、胴部外面がハケメ整形の長胴甕・胴張甕が七世紀代に認められる地域もあるが、これは相模型の範疇には含めない。しかし大半がナデ整形で占められるなかに局部的なハケメ痕があるものは、過渡期による相模型として扱う。口縁部は横ナデや工具の木口で調整される。

小形甕・台付甕も篦ケズリ整形による小形胴張甕を祖形としているが、長胴甕・胴張甕の規定と同様に、ナデ整形であることが基本となる。底部は木葉痕で、全体の調整方法もほぼ同じである。

相模型土器についての概念を以上のように規定した場合、時期的なことも問題になる。これについて、河野氏は「相模型、武蔵型、甲斐型と呼ぶ場合には、一応、八世紀中頃以降という時間に限定したい」とする（註一）。相模型・武蔵型・甲斐型土器の出現を八世紀中頃以降に限定するところに、何らかの政治性を考慮した見解のようにも受けとれるが、この見解が出される一九七八年の時点は、星野達雄氏による海老名市本郷遺跡の土器編年案が呈示された時期にあり（星野　一九七七）、まだ鳶尾遺跡以外には、八世紀中葉を遡る良好な事例に恵まれない段階にあってのことであった。

しかしその後の、海老名市上浜田遺跡の調査成果によって、八世紀前半における相模型土器の様相がかなり具体化してきた。すなわち相模型土器を前述のように規定した場合の、長胴・胴張・小形甕類は奈良時代初期（八世紀第1四半期）のうちに箆ケズリ整形の類とは別系統のながれで成立していて、その後の八世紀第2四半期に至ってから「相模型坏」が出現してくる実態が判明した。そして、相模型坏出現の実年代を七四〇～七六〇年のうちに求めたのである（國平・岡本　一九七九、國平　一九八一）。その後の一九八三年一二月には、綾瀬市宮久保遺跡の奈良時代井戸から天平五（七三三）年銘の木簡が出土して（第六図）、七四〇年には初期相模型坏が確実に存在していたことを改めて実証する結果となった（國平・長岡　一九八四、國平　一九八四、國平・長谷川　一九九〇）。

これら相模型土器の年代的特質は、河野氏も指摘するように、製作技法の特長と共にそれぞれの器種がもつ法量（大きさ）にあって、「計画的に作られた規格性のある土器であった」のである。

このような実態を踏まえながら、次に海老名市柏ヶ谷長ヲサ遺跡一号竪穴住居址の在り方をみていくことにしよう（註二）。

三　柏ヶ谷長ヲサ遺跡一号竪穴住居址について

柏ヶ谷長ヲサ遺跡は海老名市域の最北端に位置し、目久尻川を境とした、北側が座間市である。地形的には目久尻川を挟んだ座間市が座間丘陵、南側の柏ヶ谷長ヲサ遺跡が相模原面にあたる。目久尻川へ迫出した、この相模原面の台地は縄文時代から旧石器時代までの遺跡であった（江藤ほか　一九八二、中村ほか　一九八三）。

一号竪穴住居址は台地頂部の平坦面から斜面部へかかる位置に占地しており（註三）、この一軒の他には古代の遺構はおろか遺物も全く検出されていない。旧石器時代の調査時点で確認されたときには、すでにカマド部分を貫いた排水溝が設置されていて、カマドは器設部付近から辛うじて遺存する状況にあった（図版一―1）。

平面（第一図）は北壁が三一〇、南壁が二九〇、東壁が二五五、西壁が二五五㌢の長方形を呈し、西壁中央にカマドをもつ。床面までの掘込みは六五～七〇㌢を測り、富士黒土（FB層）を約二〇～四〇㌢程残して、ローム層に達していた。床面は堅く締まって、壁際には幅一〇～一五㌢、深さ〇・五～一〇㌢の周溝が巡り、

南壁中央の壁寄りでは深さ一五センチメートルの凹部が一ケ所認められた。周溝やカマド部分を除く床面積は、約六平方メートルである。カマド右側の西壁には炭化材、床面や南・東壁面では焼土化した範囲（スクリントン部分）が認められ、この住居が火災を受けて廃絶したことを示している。

住居内に充填した堆積土は三二枚に分層でき（第一図　A－B・C－Dライン）、上層から中層部にかけての1～15層までは黒褐色を呈して、約一センチメートル大の灰色発泡スコリア、〇・三～〇・五センチメートル大をなす褐色・赤褐色・橙色・灰色スコリアを顕著に混入した新期テフラの火山灰質土壌でなる。

下半部の16～32層まではローム粒を混入した黒褐色ないし黄褐色土層である。壁際の上位流入土層にスコリアを若干認めえるが、床面付近の24・32層には上層での新期テフラはみられず、炭化材・焼土を含んだローム粒を主体とする黄褐色土になって、土器類も全てこの層位で出土してくる。

住居址内全体の土層がレンズ状堆積をな

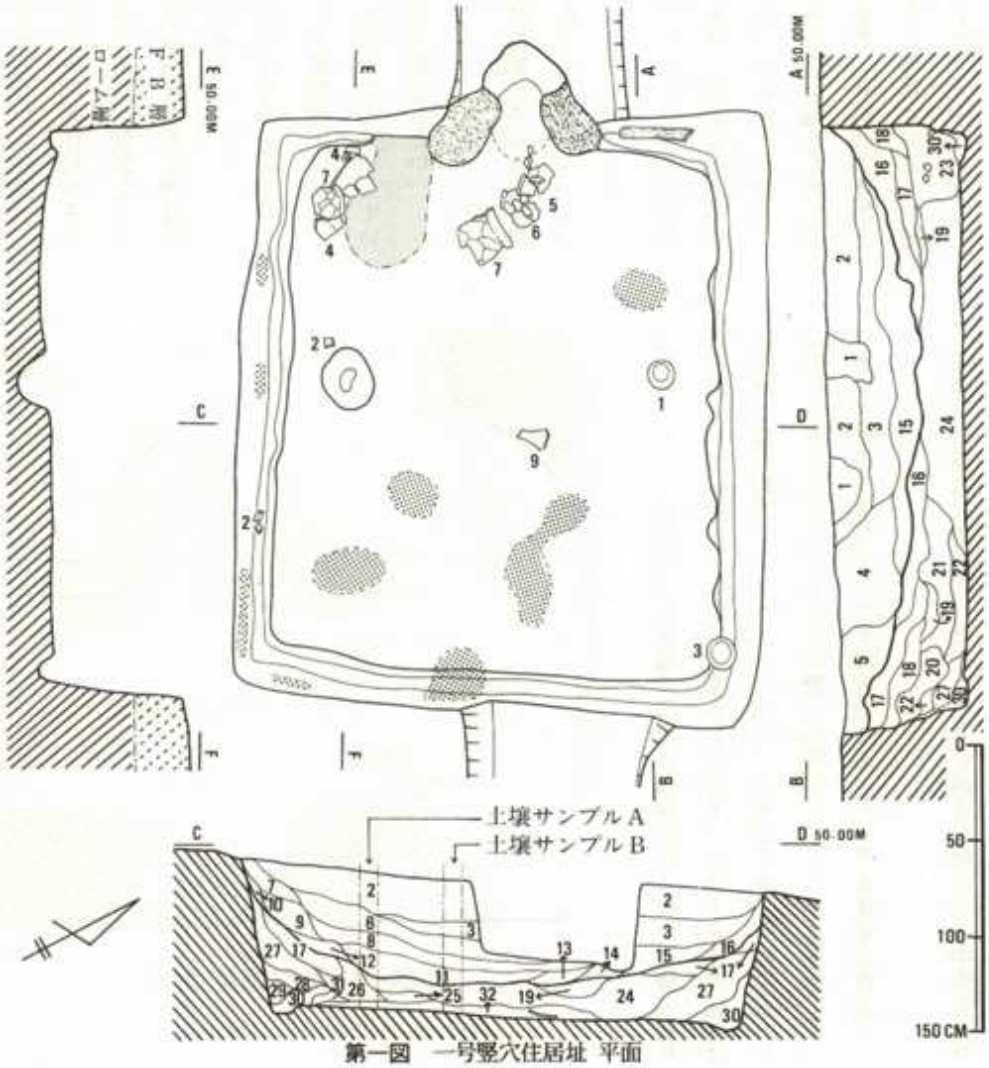

第一図　一号竪穴住居址 平面

すことからみても、上層のテフラはこの住居の廃絶時期に近い頃の新期テフラであった、と考えるのが妥当ではなかろうか（註四）。

すなわち竪穴住居内での土器は、その出土状況や形態比較からしてもほぼ一型式のなかにおさまる短期間のものであり、住居が火災を受けて廃絶し、その後に壁際からのレンズ状堆積をなして埋没していく状況が長時間を要したとは考え難いのである。

また住居の掘方は富士黒色土層から掘込まれているのに対して、埋没の過程では最下位の床面を覆う堆積土がまず黄褐色土になることは、住居壁の外側にローム を用いた施設があったことを示している。本来の黄褐色土は地上の壁土であったろうと推定したい。

カマド（第二図）は西壁の中央部に三角形状の掘込みを入れて構築したものであるが、両袖部から煙道部にかかる上半部を失っている。しかし両袖部の位置には焼土を混じえた黄褐色粘土（1層）の遺存範囲が若干認められ、粘土を用いて構築したことが容易に推測できる。その下位の2層は焼土化したローム層で、煙道の壁面が崩落したものである。3・4層は黒色土と焼けたローム粒とが混合した褐色土で、4層が軟らかい。5層も3・4層に近い褐色土であるが、焼土と大きいローム粒を多く含む違いがある。6層は炭化物と焼土の混入が目立つ黒褐色土で、大半が灰で占められている。7層は黒色土・焼土・ローム粒を混合した黒褐色土で、火床にあたる。

このうちの3～6層からは土師器長胴甕片（第四図8）が出土していて、カマドの器設部を架構する際には黄色粘土の中に甕の破片を芯に入れて補強材にしたことを示している。カマド左側の床面には灰捨て場の範囲（スクリントン部分）が確認でき、灰捨て場と焚口部付近から出土している小形甕（第四図5・6）や長胴甕（7）は煮炊きに使用されていた煮沸容器であったろうと推定される。

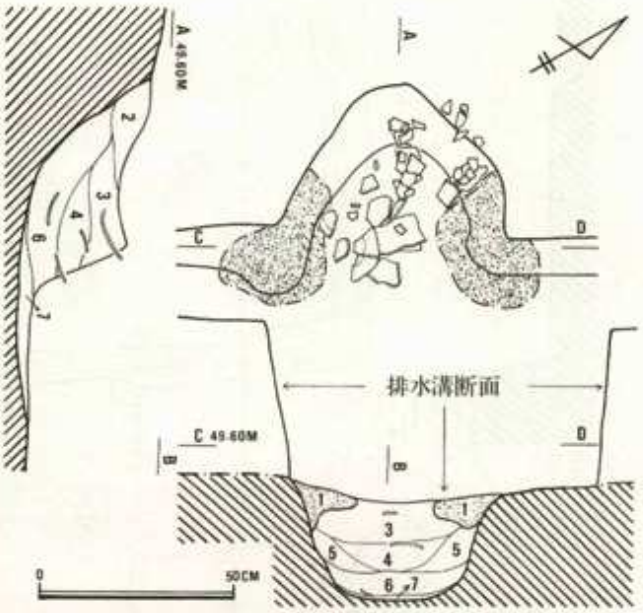

第二図　一号竪穴住居址 カマド

床面下の掘方（第三図）は、カマドを通る主軸方向の中央を二分の一ほどの面積で残して、北壁側と南壁の西隅に不規則な浅い凹部

がみられる（図版一－2）。南壁と東壁の一画にあたる、掘込みのない床面（スクリントン部分）は焼けており、火災の影響を受けた範囲とみられる。また西壁側の、カマド焚口部の両側に在る不規則な凹部は、床面でも観察されたように、灰を処理するために掘られたものと考えられる。掘方面での遺物は、全くない。

カマド内を除いた遺物の出土層位（第一図）は、堆積土層のところでも説明しているように、全てのものが24層以下の層に含まれており、床面付近か、床面に密着した状態にある。

その内容をみると、土師器坏四点、小形甕二点、長胴甕二点、須恵器甕片一点に限定しうるものであった（第四図）。すなわちこれら以外には、右記の土師器甕に接合しなかった小破片が数片含まれるに過ぎない。そして大部分の土器は、カマド内から出土した長胴甕片(8)を除いて、完器か、ほぼそれに近い状態に復元されるもので占められている。このことは、火災とも関連した結果とみられ、当時の家財がそのまま遺存した状態を物語っているのであろう。

その出土状況をみると、床面の中央には内面を上にした須恵器甕片(9)があり、北壁寄りには完形で「土」の墨書文字がある土師器坏(1)が、北壁と東壁のコーナー部分にも完形の坏(3)が存在している。そして、反対側の南壁際とその中央付近には破片になった坏片(2)、南壁と西壁のコーナー付近にあたる灰捨て場では割れて遊離した坏(4)と長胴甕の一部(7)が折り重なっており、それと接合する長胴甕の一部(7)や二個の小形甕(5・6)が前述したように、カマド焚口部の前面に潰れていた。

こうした状況のなかで注目されるのは、北壁寄りの中央から出土した「土」の墨書文字がある土師器坏(1)と、床面中央にみられる須恵器甕片(9)との関係である。中央の須恵器甕片は、内面を硯に使用した転用硯であった。この元になった他の須恵器甕片は、住居内ではもちろんのこと、縄文時代や旧石器時代の確認調査においても全く検出されていない。だとすれば、転用硯に利用した、この須恵器甕の破片は柏ヶ谷長ヲサ遺跡以外の地からこの住居に持ち込まれたものであることを示している。

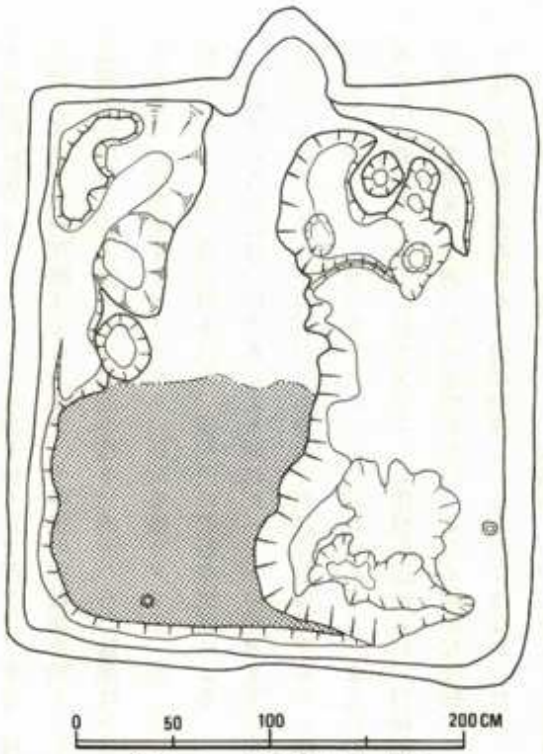

第三図　一号竪穴住居址 掘方

この転用硯の存在は、土師器坏に見える「土」の墨書文字とも関連していたと思われる。一軒しか存在しない柏ヶ谷長ヲサ遺跡での単独住居で、なぜ硯を必要としなければならなかったのかを考えてくると、場合によっては、ここの住人は土器にも文字を書いた識字者で、硯を携えて職務についた者であった可能性が出てくる。この墨書文字については後でも述べることになるが、まず一見して感じるのは、宮久保木簡の書体（第六図）とも同じ、と云えるほどの共通性がある筆の運びであり、「当時の書体をかなり修得していた、識字者による、書き慣れた文字」ということである。

ではこうした識字者が硯を携えて、なぜ、この場所に生活していたのか。この根本的な問題がこの住居址の性格を規定することにもなろう。周辺の環境を洞察して、最後に論述することにしたい。

四　柏ヶ谷長ヲサ遺跡一号竪穴住居址出土の土器について

一号竪穴住居址出土の土器は、前述したようにほとんどが土師器で占められ、その内訳は坏四点、小形甕二点、長胴甕二点と、その他には須恵器甕片が一点あるだけで（第四図、図版二）、砥石や鉄製品は存在しない。これから、器種ごとにこれらを説明する。

坏（1～4）　1は口径一四・三、底径一〇・八、器高四㌢をなす完形品である。器形は、体部から口縁部までが直線的に開き、底部は篦ケズリの仕方でやや丸味をおびている。整形は、まず底部を不定方向に篦ケズリしたのち、体部を横方向で篦ケズリする。体部の篦ケズリは口唇部際までに及ぶが、その後の口縁部を横ナデした調整で一段分のみの篦ケズリ範囲が残る。内面から口縁部にかけての調整は、底部をまずナデてから口縁部を横ナデする。胎土は、細粒の石英・長石・金雲母を含み、橙褐色の堅緻な焼成による。

口縁部の外面には、横書きによる薄れた「土」の墨書文字が明瞭に認められる。その下位部分にも擦れて判読不能の文字らしい幽かな墨痕がみられ、二文字が記されていた可能性もある。また同じ位置の内面側にも「土」に似た文字らしい墨痕が認められ、口縁部の内外面に墨書文字があった可能性が高い。この不明瞭な墨痕については、赤外線の透視でも十分に判読しえるものではなかった。

2は口径一四・三、底径一〇・一、器高四・三㌢をなし、全体の四分の三ほどを遺存する。器形は、篦ケズリでやや丸くなった底部から体部が直線的に開き、口縁部との境で「く」の字形に折れる。これも1と同様に、底部を不定方向に篦ケズリしてから体部を横方向で篦ケズリし、その後、篦ケズリが及んだ口縁部に強い横ナデを施すことで「く」の字形になったものである。内面の調整は、底部に横方向のナデを加えてから口縁部を横ナデする。胎土は、細粒の石英・長石・スコリアを少量含み、橙褐色の堅緻な焼成による。

口縁部の内面には、逆三角形状に煤けた黒斑部分が一ケ所だけにみられる。燈明に灯された器ではなかったか、と推察される。

3は口径一四・二、底径九・三、器高四㌢をなす完形品である。

器形は、篦ケズリされた平底の底部から体部が直線的に開き、口縁部との境で微かに「く」の字形に折れる。整形は、底部を不定方向でまず篦ケズリしたのち、体部を横方向で篦ケズリする（3C）。その後の調整は、内面の底部をまず横方向にナデたのち、底部際から口縁部までを横ナデする。胎土は、細粒の石英・長石・金雲母・スコリアを少量含み、黄褐色の堅緻な焼成による。

口縁部内面の一部と、外面の口縁部から底部にかけてはタール状の付着物がみられ（3B・C）、煮沸に使用された可能性を示す。

4は口径一三・六、底径九・三、器高三・六㌢をなし、口縁部の一部を欠損する。器形は、体部がやや内彎気味に立ち上がって、口縁部のところから外反する。整形は、底部を不定方向に篦ケズリしたのち、体部を横方向で篦ケズリする。調整は、内面の底部をまずナデたのちに、底部際から口縁部までを横ナデする。胎土は、細粒の石英・長石を少量含み、やや軟質の黄褐色を呈する。

外面と内面の底部には、3と同様の、黒ずんだ部分がみられる。

小形甕（5・6）　5は口径一五・八、胴部最大径一五・四、器高一五・三、底径八・三㌢をなす完形品である。器形は、口縁部が緩い「く」の字形をなして外反し、口唇部でやや立ち気味になる。胴部は上半に最大径をもって、胴部最大径と口径とがほぼ一致した大きさをなして、器高が低いことから鉢形に近い形状をとる。整形はナデによる胴部を基本とするが、その下半部は木葉痕の底部際から篦状工具でナデ上げた整形のために、底部際は三角形状に食み出した断面の特長になる。内面ではナデと篦状工具によるナデが併用されている。その後に、口縁部を横ナデする。胎土は、細粒の石英・長石・金雲母を少量含み、黄白色の堅緻な焼成による。

底部を含んだ外面全体は黒色を呈して煤け、内面の一部にも黒色の付着物が認められる。煮沸器であったがためであろう。

6は口径一五・八、胴部最大径一五・五、器高一四・二、底径九㌢をなす完形品である。器形は、口縁部が緩く外反して、胴部の最大径が上半部にくる。これも5と同じように口径と胴部最大径とがほぼ一致して、器高が一㌢ほど短いことから更に寸胴の鉢形に近いものとなる。整形は、胴部全体をナデ、木葉痕の底部際は三角形状に食み出した断面をなす。内面はナデと篦状工具によるナデとが併用されている。その後に、口縁部を横ナデする。胎土は、細粒の石英・長石・金雲母を少量含み、黄褐色の堅緻な焼成による。

胴部の外面には対峙した位置に煤けた黒斑部分がみられ、内面も薄く黒ずんでいる。煮沸器としての使用であろう。

長胴甕（7・8）　7は口径二二・二、胴部最大径二〇・五、器高三五・三、底径九・二㌢をなし、胴部下半から底部にかけては二分の一ほどを欠損する。器形は、口縁部が強く外反し、口唇部で平坦になる。焼成時の歪みによるのかもしれないが、口縁部の一ケ所は蕊口のように突出して、あたかも注口部に似た形状をなす。胴部は木葉痕の底部から緩く丸味をもって立ち上がり、最大径が上半部にくる。整形は、胴部全体がナデ、木葉痕の底部際は篦状工具でナデ

上げるため三角形状に食み出している。内面はナデのあとに、工具の木口を横方向に当てがって回転させながら最終的な調整を加えている。口縁部の調整は横ナデによる。胎土は、微粒の石英・長石・金雲母を多量に含み、橙褐色の堅緻な焼成による。

底部から胴部下半にかけては漆黒色の付着物が局部的に遺存し、上半部の一部には被熱による器面の剥落がみられる。これも小形甕と同様に、カマドに掛けて使用された煮沸器と考えられる。

8は、胴部の下半が四分の三ほど遺存するもので、中間よりやや下位には7と同じように膨れ出た接合部分を顕著に残す。基本的には7と同じ器形をなすものであったろうと推定される。現存する器高二二、胴部最大径二一㌢を測る。内外面ともナデ整形による。胎土は、微粒の石英・長石・金雲母を多量に含み、橙褐色をなす。

カマドを構築した際の補強用芯材に用いられたために、煤けた破片と原形の色調をなす部分とがモザイク様に接合している。

須恵器甕破片（9）　中型の甕による胴下半部にあたる。外面は平行叩き目、内面には同心円文の当て具痕とその後の篦ケズリ部分とがみられる。器壁が薄く、内面の同心円文も痕跡程度に浅いことからみて、奈良時代前半までのものであると考えられる。胎土は、微粒の石英・長石を僅かに含んだ緻密なもので、灰白色をなす。胎土からみて、湖西窯跡の製品であろうと考えられる。

撥形をなした破片の内面は、同心円文の当て具痕がある範囲に限って研摩されており、その部分は鈍い光沢を放って滑らかな面をなしている。そして、研摩された範囲のみに墨が沁みている。さらに割れ口部分をよく観察すると、外面側の細まる縁の三ケ所と内面側の広端部にくる縁の一ケ所（矢印の範囲）が擦れて摩滅している。この状態からすると、外面側の三ケ所は「手擦れによったもの」と判断される。すなわちこの破片は、左手で持った、今様の比喩をとれば卸金で大根を卸すような使用の、手持ちの硯であったと考えられる。墨汁が溜る海のない硯、それは携帯用のものであったろう。

五　土器群の年代について

以上の、一号竪穴住居址から出土した九点の土器がいつの時期に求められるものなのか、を検討してみよう。

まず土師器坏の四点を法量でみると、口径が一三・六～一四・三、底径が九・三～一〇・八㌢の範疇にある。これは口径が一四㌢、底径が一〇㌢代の一群であることを示し、この法量を相模地域での土器編年に対比させると（國平　一九八三）、相模地域のⅣ・Ⅴ期に相当する。また小形甕の二点は底径が八・三、九・〇㌢をなしており、これも坏と同様にⅣ・Ⅴ期が該当してくる。しかし長胴甕の一点は底径が九・二㌢をなすものであり、この底径はⅣ期にしかなく、Ⅴ期に対応することはまずない。

このように法量で比較してみると、一号竪穴住居址の土器群はⅤ期の様相を具備しながらもまだⅣ期の段階にあった、と云えよう。

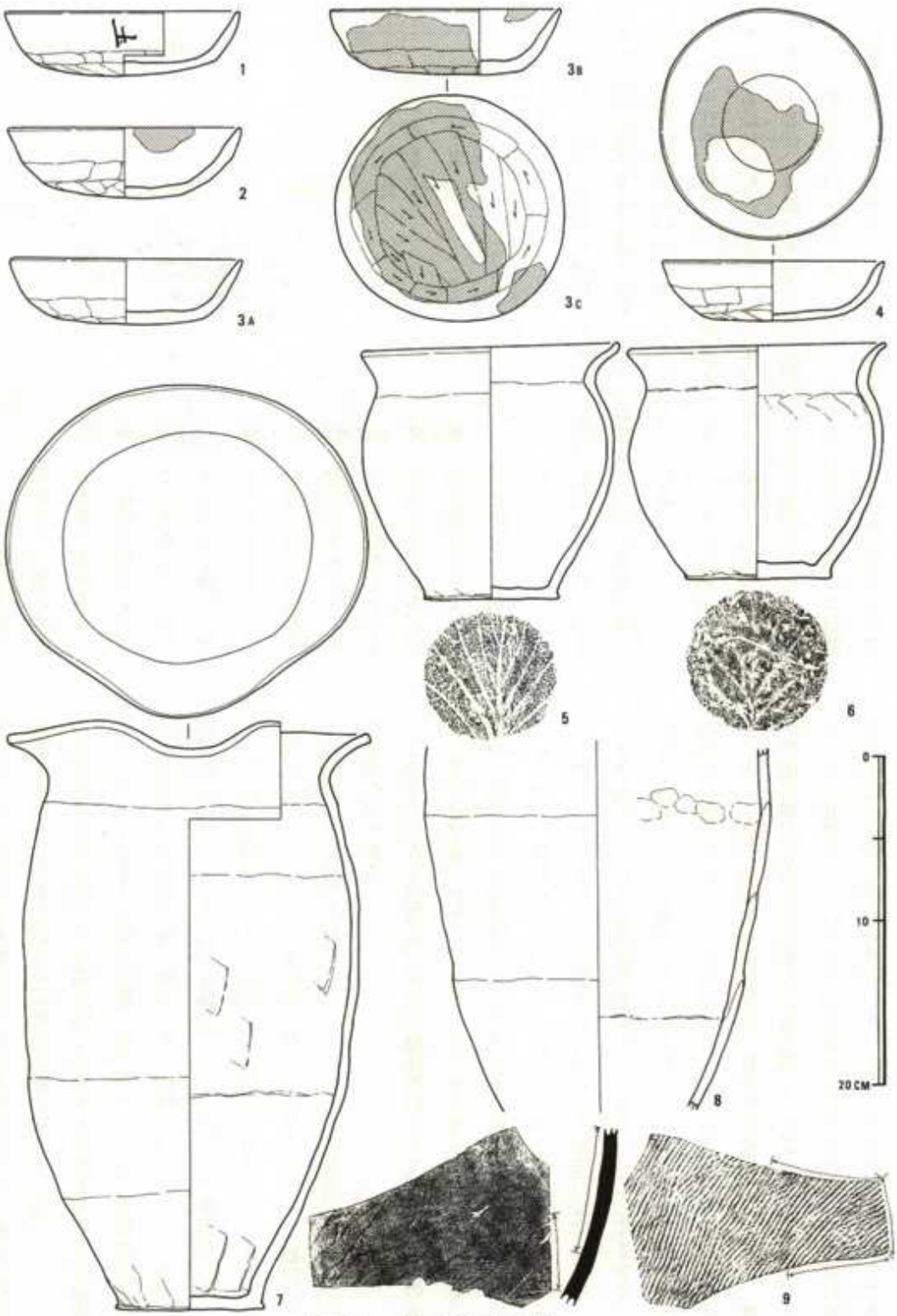

第四図　一号竪穴住居址 遺物

では、相模地域のⅣ期はいつ頃と考えられているのか。

Ⅳ期の年代を求めるにあたって、次のⅤ期には平城宮Ⅴ期（七七〇～七八〇年）に比定される大和型甕が含まれることから、Ⅴ期が七六〇～七八〇年、その二〇年を単位としてⅣ期が七四〇～七六〇年に求められている。

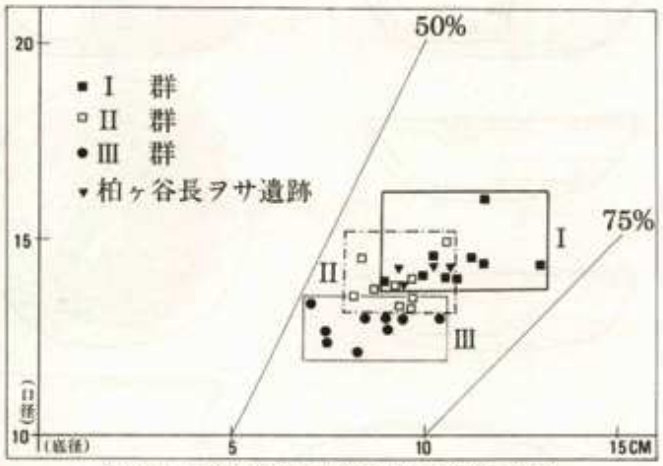

第五図　相模地区Ⅳ～Ⅵ期の土師器坏法量分布

従って、柏ヶ谷長ヲサ遺跡一号竪穴住居址は七四〇～七六〇年までの二〇年幅のうちに定点があって、土器組成から判断すると後半の七六〇年に近い時期のものであろうと考えられる。

この年代を天平五（七三三）年銘木簡が出土した宮久保遺跡井戸址での土器類に比較させると、次のようになる（第五・六図）。

まず木簡は、井筒の木枠を方形に組立てた後の周囲を玉石で整備した、その玉石の下から出土した。このことは井戸が七三三年以降に築造されたことを示すが、その時期が七三三年に近い頃のものであったのか、それとも木簡の年代とは関わりのない、新しい時期の築造であったのかが土器との関係で問題になってくる。

玉石面やその上層からは第六図に示すⅠ～Ⅵ群までの土師器坏が出土した。このⅠ～Ⅵ群の分類（第六図）は口径と底径の法量比によるもので、Ⅰ群が口径一四～一六、底径一〇・二～一一・五㌢、Ⅱ群が口径一三・二～一四、底径八・一～一〇㌢、Ⅲ群が口径一二～一三・四、底径八・二～九・四㌢、Ⅳ群が口径一一・二～一三・五、底径六・五～七・八㌢、Ⅴ群が口径一二・四～一三・三、底径五・四～六・七㌢、Ⅵ群が口径一一・一～一三・一、底径四～六・六㌢をなすものである。

このうちのⅣ～Ⅵ群は、井戸の機能が停止して埋没した後の窪地に二次的に堆積したものであり、井戸址とは直接の関連性はない。しかし窪地の下面は延暦一九（八〇〇）年の純火山灰層で覆われていたことから、Ⅳ群が八〇〇～八一〇年のうちに定点をもつことを示しており、井戸址が八〇〇年より古いことを知る目安にはなる。

とすれば、井戸址の築造時期を七三三年から八〇〇年までのうちに絞り込むことができる。すなわち約六〇年間の中にⅠ群、Ⅱ群、Ⅲ群の坏類が介在していたのである。これらⅠ～Ⅲ群を法量で比較すると、Ⅰ群が相模地域のⅣ期に、Ⅱ群が相模地域のⅤ期に、Ⅲ群が相模地域のⅥ期に該当する（第八図）。このことは前述しているように、Ⅱ群が七六〇～七八〇年に対比しえることから、井戸の築造はⅠ群の坏類と関わりをもつた、七三三年に近い頃のものであっ

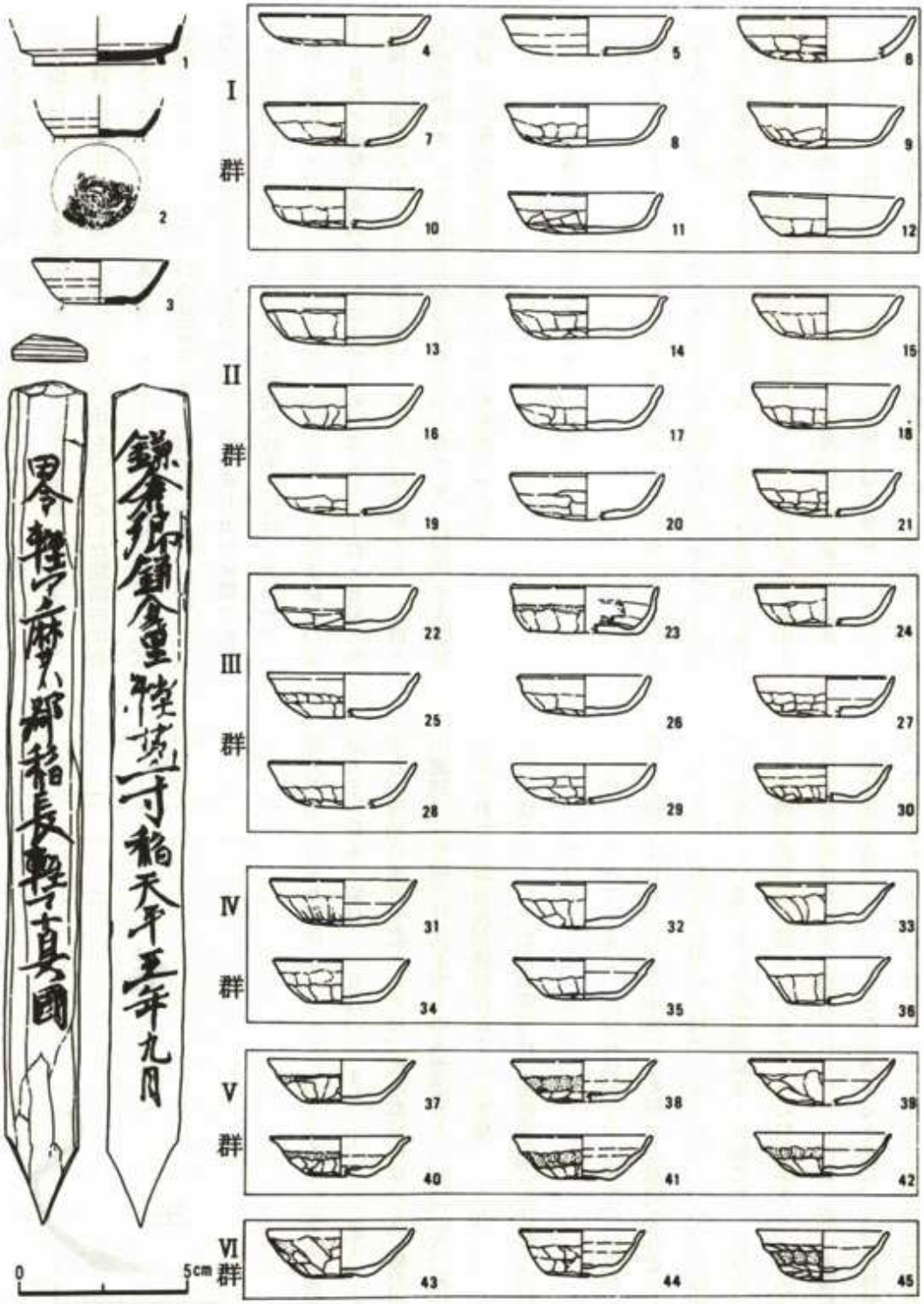

第六図　宮久保遺跡井戸址の出土遺物
（土器・S＝1／6）

〔I群　740～760年　II群　760～780年
III群　780～800年　IV群　800～825年〕

たことを示唆している。そのことを傍証するように、Ⅰ群の多くが玉石面付近に集中する傾向にある。こうした状況から判断すると、Ⅰ群は木簡の年代に近い七四〇～七六〇年を中心とした期間内にあったとみることは妥当であろう。そしてⅠ群での口径一四～一六、底径一〇・二～一一・五㌢の法量をなす一群のなかの、口径一六、底径一一・五㌢代の大きいものが七三三年により近い坏類であることを暗示する。すなわち、法量は時間を厳密に反映していた。

柏ヶ谷長ヲサ遺跡一号竪穴住居址の坏四点を、宮久保遺跡井戸址Ⅰ～Ⅲ群の法量分布図のなかに当てはめてみると、Ⅰ群とⅡ群とが重複した領域の中にくる（第五図）。この分布はⅠ群とも、Ⅱ群とも読み取れる。こうした分布の在り方からみても、住居内の土器組成は七六〇年に近い年代であったことを物語っている。

六　墨書土器が出現する意味について

では七五〇～七六〇年頃までの土師器坏に「土」の墨書文字が存在する（第七図1）ことは、どのような意味をもつのであろうか。

この問題を考えるまえに、相模国での、当該期による墨書土器の類例を求めると、海老名市上浜田遺跡一〇三号竪穴住居址から出土した「進入」の文字がある土師器坏(2)を挙げえる（國平・岡本一九七九）。この時期よりも一段階古い相模地域のⅢ期（七二〇～七四〇年）に相当するものとしては、余綾郡にあたる大磯町北中尾横穴墓群三号墓から出土した「天」の文字をもつ須恵器短頸壺(3)がある（鈴木・國見　一九九〇）。また「土」・「進入」の土師器坏と同時期の墨書土器としては、高座郡域にはいる、藤沢市南鍛冶山遺跡三二号竪穴住居址出土の人面墨書と「和□□大□郡三宅郷」と記された土師器長胴甕が存在する（加藤　一九九一）。この九文字で構成されていた旧来の墨書は「相模國(国)大住郡三宅郷」であった、と判断されている（註五）。

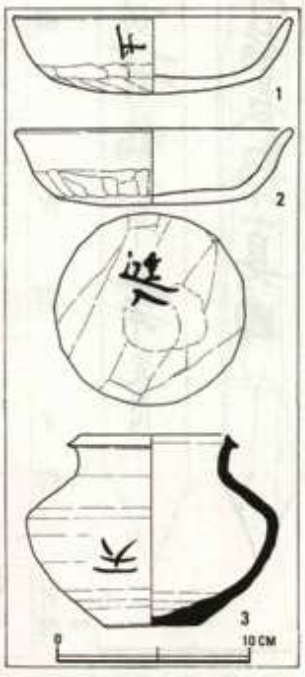

第七図　墨書土器

このようにみてくると、奈良時代前半の七四〇年前後から墨書土器が出現しはじめ、七六〇年頃には多現する傾向を看取しえよう。しかしその出現率は九世紀以降での比にはなく、かなり限定された在り方を示しいる。そして相模地域Ⅲ・Ⅳ期での、これらの墨書文字が木簡の書体と共通しているところに特長がある。このことは、当時の官衙機構がかなり整備されていて、各郡・郷の末端組織までに識字層が波及していたことを示唆すると共に、文字自体が行政機構に組込まれた人達の手によったことを示すのではなかろうか。

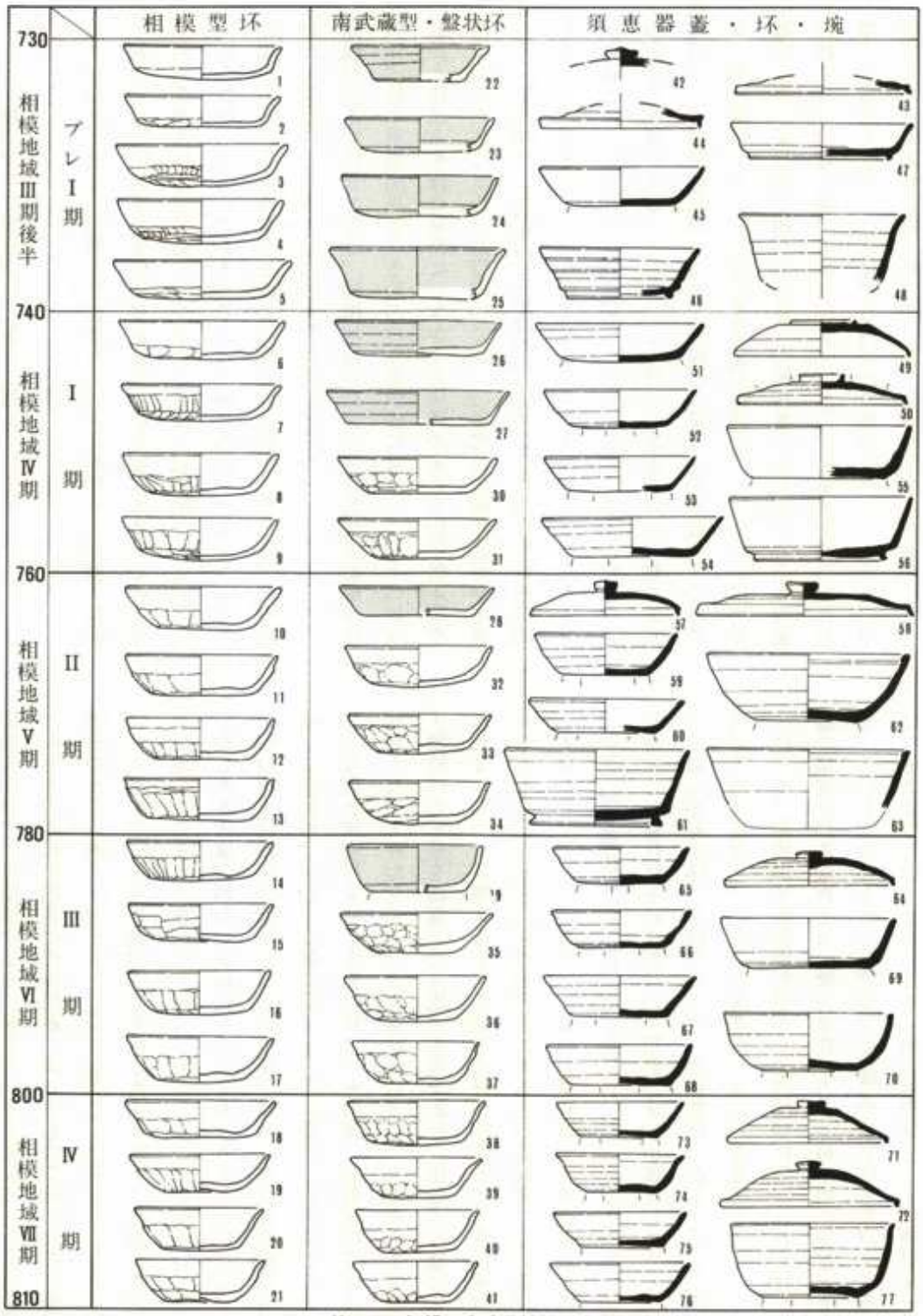

第八図　相模・南武蔵地域の土器組成　（S＝1／6）

七　相模型坏の出現過程と製作工程について

柏ヶ谷長ヲサ遺跡一号竪穴住居址出土の土師器坏・小形甕・長胴甕の製作(使用)年代を各々の法量から七六〇年頃に求め、その法量が「時間を厳密に示す目盛り」をなすと共に「規格的に作られて、計画性を反映したものである」ことは、前にも述べてきた。では、この規格とはどのような方法によったものなのか。そして、その結果がどんな意味をもっていたのかを検討してみたい。

相模型土器で代表される、相模地域の奈良・平安時代土器編年は竪穴住居址の重複関係による新旧の土器組成に基づいて、その組成的特長と法量とを操作基準にしながら実年代の定点を紀年銘木簡や火山灰との対比に求め、奈良時代では二〇年単位の編年区分ができている(第八図)。この年代と組成的特長は、今後に定点資料の増加を得ても、おそらく大幅な修正を要することはまずないだろう。

それほどに奈良時代の竪穴住居址から出土してくる土器には、法量の定型化を認めえる。そして、この時期の須恵器坏・埦類や南武蔵地域の土師器坏類においても、同様の法量変化を看取しえるのである(第八図)。このことは西弘海氏が平城宮Ⅱ(七三〇年)に当る平城京左京一条三坊の四八五号溝、平城宮Ⅲ(七五〇年)に当る内裏北外郭の八二〇号土壙、平城宮Ⅳ(七六五年)に当る大膳職二一九号土壙、平城宮Ⅴ(七八〇年)に当る内裏北外郭の二一一三・八七〇号土壙出土の土師器有蓋坏・坏・埦・皿・高坏や須恵器有蓋坏・坏・皿類を挙げて、形態別による法量差が『正倉院文書』や『延喜式』にみえる食器具の器名とその用途に関わるものであったことを指摘するのとは(西　一九七九)、かなり異なった様相を呈している。

官人層が中心となる畿内での多様な供膳形態と、都城から離れた東国地方でのそれとを同一レベルでみること自体に無理はあるが、しかしある程度の類似点が存在していてもよさそうに思える。この類似点を土師器坏で認めえるものとしては、放射状と螺旋の暗文を施した箱形の、いわゆる盤状坏が七一〇年頃には存在することである。放射と螺旋暗文による盤状坏は、その後、放射状暗文だけの盤状坏となって在地化する。この盤状坏以外の、在地産の土師器坏は古墳時代の形態を踏襲した丸底のものであり、箱形の形態はまだ存在していない。在地産としての箱形の坏が出現してくる段階は、おそらく七二〇～七三〇年代のうちにあると、私は考えている。

すなわち、七一〇年代までに畿内の螺旋暗文坏を模倣した箱形の「赤彩を施す盤状坏」が相模国でも作られ、七二〇～七三〇年代に在地化した盤状坏と暗文のない「箱形の坏」が成立してくる。そしてこの「箱形の坏」を媒介にして「相模型坏」が七三〇～七四〇年代のうちに成立し、一定の法量を保ちながら変遷をとげていく。

従って、相模国での供膳形態が一定の法量に限定された坏・埦・皿で構成される限りでは、畿内の在り方とは根本的に異なってこよう。しかしこのことが、「律令的土器様式」の存在を否定することになるのではない。このことを「南武蔵型坏」と「相模型坏」との

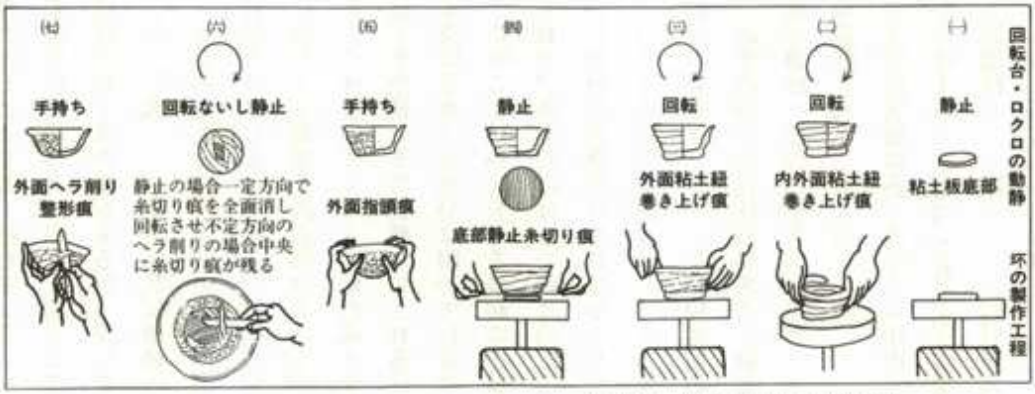

第九図　南武蔵型坏の製作工程

製作工程で比較検討してみよう。

南武蔵型坏の製作工程については、第九図に示す、福田健司氏の見解がある（註六）。それに従うと、まず回転台を用いた紐作りによる粗形の坏を作り（一～三）、底部は静止の状態で糸切りされる（四）。その後、切り離された坏は外面が指頭で整形される（五）。この段階では、回転台から切り離された静止糸切り痕が底部にまだ残っている。次に、それを手持ちで篦ケズリする（六）。この製作工程を経て、体部指頭痕、底部篦ケズリによる「南武蔵型坏」が完成する。南武蔵型坏の特長は底部を篦ケズリするところにあるが、指頭圧痕による体部下半の底部際が若干篦ケズリされるものもあるが（七）、体部に指頭痕が残ることでは変わらない（福田　一九八〇）。このような製作工程を経て、南武蔵型坏の初期段階のものは法量が大きく、新しくなるにつれて小形化していく現象は、相模型坏の変遷過程とも全く同じである（第八図）。

相模型坏の製作工程も南武蔵型のそれと同様であったと従来から考えてきたし、両者の相違は体部が指頭痕のままであるか、それとも篦ケズリ整形を施すかの差として捉えてきた。ところが、第一〇図に示すような、内面に布目痕が残った坏類の存在に注目する必要

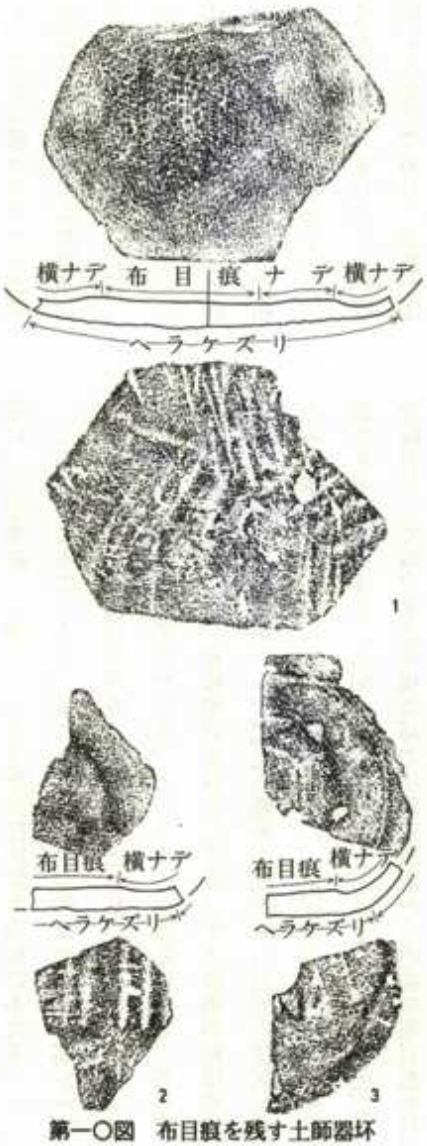

第一〇図　布目痕を残す土師器坏

性があることを強く感じるようになった。これは横ナデやナデ調整の用具に使用された布が圧痕として偶然に残ったものとして簡単に処理されてきた観もあるが、決してそんなに単純なものではない。

第一〇図1～3は、宮久保遺跡の奈良・平安時代遺構確認で出土したものである。1～3の底部内面の中央には布目痕があり、外面は篦ケズリによっている。その布目痕の状態をよく観察すると、布目痕がある範囲の周辺部はその上から不定方向のナデが加えられ、さらに体部側にくると回転の横ナデが及んでいる。すなわち布目痕はナデや横ナデの調整がなされる前に付いたものであり、調整がよく及ばなかった部分に限って存在する。

このことは「坏を作る最初の圧痕が布目であった」ことを物語っており、基本的にはその後に消し去られる性質のものであった。しかし充分な調整がなされなかったために、残された痕跡となった。これら三点の底径を復元してみると、法量が全て異なり、1が相模地域のⅥ期に、2・3が相模地域のⅦ期以降であることが分かる。

底部内面に布目圧痕がある土師器坏を出土した遺跡を挙げると、鳶尾遺跡一〇四号竪穴住居址から二点（河野ほか　一九七五）、向原遺跡一八・三二・四一・四二・一二七・一五六・二一四・二一五号竪穴住居址に各一点づつ（中田・市川・伊丹　一九八二・八三）が存在する（註七）。これらの法量を相模地域編年に対比させると、向原遺跡三二・四二・一五六号竪穴住居址がⅤ期に、鳶尾遺跡一〇四号竪穴住居址と向原遺跡一八・一二七・二一四号竪穴住居址がⅥ期に、向原遺跡一二四・二一五号竪穴住居址がⅦ期にあたる。

このようにみてくると、量こそ少ないが、相模地域のⅤ期からⅦ期まで継続して布目痕の坏を認めえることになる。次に、Ⅴ期より古い時期には存在していたのか、ということが問題になる。報告書では確認しえないが、相模型坏が成立して確立する段階の相模地域Ⅲ期後半からⅣ期にかかる、尾尻八幡神社前遺跡六号竪穴住居址出土（山本ほか　一九八三）の坏のなかに、大屋道則氏が二点に布目痕があると指摘する（大屋　一九八九）。そうであれば、「箱形の坏」を媒介にして成立する相模型坏の出現期段階から内面に布目痕が付く状態の製作技法が存在したことを物語り、この技法がⅦ期段階までは法量をかえながら継続していたことを示すであろう。

要するに相模型坏の製作技法は、瓦と同じように、型作りであったのである。その製作工程を示すと、次のようになる（註八）。

（一）直径が決まった坏状木型に布が被せられ、それを覆う広さの粘土板が布を被せた木型に乗せられて、押さえ込まれる。

（二）指頭痕のあるボテボテの坏状粘土塊はそのまま一定の乾きを待ってから、回転台上で指頭痕面の底部を不定方向に篦ケズリし、さらに体部側を横方向に回転させながら篦ケズリする。この際の篦ケズリは後に横ナデされる口縁部まで及んでいる。

（三）篦ケズリされて指頭痕が無くなった底部中央に指を当てて正常位に反転させ、さらに一定の乾きを待つ。その後に、木型と布が取り外される。この時点では、内面全体に布目痕がある。

（四）　回転台の中心に正常位で置かれた坏は、まず内面の底部から静止の状態でナデられて布目痕が消される。次に、両親指が体部内面に、曲げた人指し指が口縁部外側にくるようにして（あるいは逆の場合も考えられる）、台を回転させながら横ナデする。この際にも布目痕が消されることになる。

（五）　最終段階の調整として、台を回転させながら口縁部の内外面を横ナデする。この際の指もしくは篦状工具を当てた角度や力の入れ具合によっては、口縁部径に若干の差が生じてくる。

相模型坏の製作工程をこのような順序で考えてみると、南武蔵型坏のそれとにはかなりの相違点があることに気づく。まず南武蔵型坏の製作方法と基本的に違うことは、回転台を用いた粘土紐巻き上げ技法で成形されたものではなかったこと、このために回転台からの底部切り離し作業を必要としなかったこと、確実に一定の大きさで作ることができたことなどを挙げえる。しかし調整のためには、回転台が必要であったことでは共通している。

底部内面に布目痕を残す土師器坏の出土率は、一定の期間に限定した場合での坏総出土量と比較してみても、おそらく一パーセントにも満たない、極めて少ない数量であろう。しかしこのことが、型作り技法の存在を否定することにはならない。すなわち内面の布目痕は、平安時代後半の坏にみられる、本来は篦ケズリされるはずの体部外面に局部的な指頭痕を残したまま篦ケズリ整形がある類より以上に、ナデ調整で消し去られる性質のものであったからである。布目痕が残る坏を現代風に云えば、量産化されるなかでの手抜き的な欠陥品の類である。しかし逆に、このことが型作り技法の存在を証明する直接の根拠でもある。

八　相模型坏が出現する意義について

相模型坏が成立する過程には、まずモデルともなるべき箱形の坏が出現して、それを祖形とした箱形の坏の体部にも底部と同様の篦ケズリを加えることによって相模型坏が成立することを、上浜田遺跡での例をとりながら論述したことがある（國平　一九八六）。

しかし箱形の坏は、一時期を画しえる型式として設定しえるほどの量産化がなされておらず、古墳時代からの特有の、篦ケズリされた丸底で、口縁部と底部の境には稜がある形態の坏と共伴するのが常である。同様の現象は、放射状と螺旋暗文を施す畿内産の坏を模倣して成立した盤状坏との共伴状況でも同じことを、鎌倉市千葉地東遺跡の在り方でも述べたことがある（國平・河野　一九八八）。七世紀末から八世紀初頭にかけて、在地でも箱形を呈した盤状坏が作られる機運に至りながらもその手法が地元の土師器坏に継承されることなく、なぜ旧来の形態を踏襲したのかが問題であろう。

このことが「律令的土器様式」の成立に関わる問題点の一つなのである。すなわち箱形の坏は、「律令的土器生産体制へ移行する試行的な段階の製品であり、量産されることなく、短期間のうちに次

の相模型坏にとつて替わる性格のものであった」のである。ここで云うところの、「試行的な段階」と「量産される体制」とは、その地域の政治的な背景を無視しては語りえない性質のものであろう。

この短期間の試行的な段階を経て、おそらく郡司層が直接その生産体制に関わりながら「一定の大きさの版型を規定し、型作りによる土器生産体制を整え」て、工人集団に大量生産化させていったのが「相模型坏の出現」であったのではなかろうか。

このためにほぼ一定の法量が保たれた坏の大量生産化を可能にしえた、と考えたい。すなわち在地の土師器生産体制も、国衙機構の施策の一環として取り入れられたがために、国別の土器形態が生まれてくる所以であった。そして郡単位で、規格性をもつて大量に生産されていく、土器類の価格は国衙機構の統制のもとに決められ、郡単位ごとに消耗品として販売されていった、と考えるべきであろう。この生産から流通に至るまでの過程で、土器が常に国・郡衙機構を介してなされたがために「律令的様相を含んだ土器」の意義が存在するのである。

こうした意味では、箱形の坏が存在したのは短期間であり、消費地において、旧来の形態と混在していても不思議ではなかろう。

このように考えてみた場合の問題として波及するのが、版型による型作りの土器生産は造瓦技法と一致するところであり、土師器工人と瓦工人との関わりが問題になる。この問題は、ここでの主旨ではないので、とりあえず論及を差し控えておきたい。

以上のように、相模型坏が国・郡衙機構体制の一環として組織された工人集団に箱形の坏を介しながら型作り技法が導入されて出現する——このことは坏に限らず、長胴甕、胴張甕、小形甕も規定された大量製産によった——と考えるのに対して、長谷川厚氏は相模型坏の成立を古墳時代後葉からの漸次的な整形手法の変遷で位置づけ、須恵器指向の観点から捉えようとする（長谷川　一九九一）。

長谷川氏の見解は、底部の平底化が篦ケズリ方向の違いにあるとし、初期相模型坏の段階では前代の丸底の技法をもとにしているためにまだ幾分丸味をもった器形をなすことが特長であるとする。そして相模型坏の形態は、須恵器坏をモデルにして成立し、「須恵器指向」から脱しきれない前提があって、「一国で完結する自給生産体制が確立していなかった点に特長がある」とされるのである。

すなわち相模型坏の形成過程を篦ケズリの仕方で捉え、丸底から平底風になってくる、外形の形状から把握しようとする。しかしこの視点には、篦ケズリの方向性よりも、内面の形状に根本的な違いがあることを指摘しておきたい。成立後の形態に、須恵器坏と同じ形態変遷を認めえるが、この須恵器坏模倣的な変遷と相模国内に須恵器生産窯を持ち得なかったことで「一国で完結する自給生産体制が確立していなかった」とする論理とは別次元の問題であろう。

要するに、相模型坏の形態変化が須恵器坏の形態と不離の関係で成り立つことや他国からの須恵器供給の事実を認めるとしても、布目痕をもつ型作り技法が相模国独自に存在したことは認めねばなら

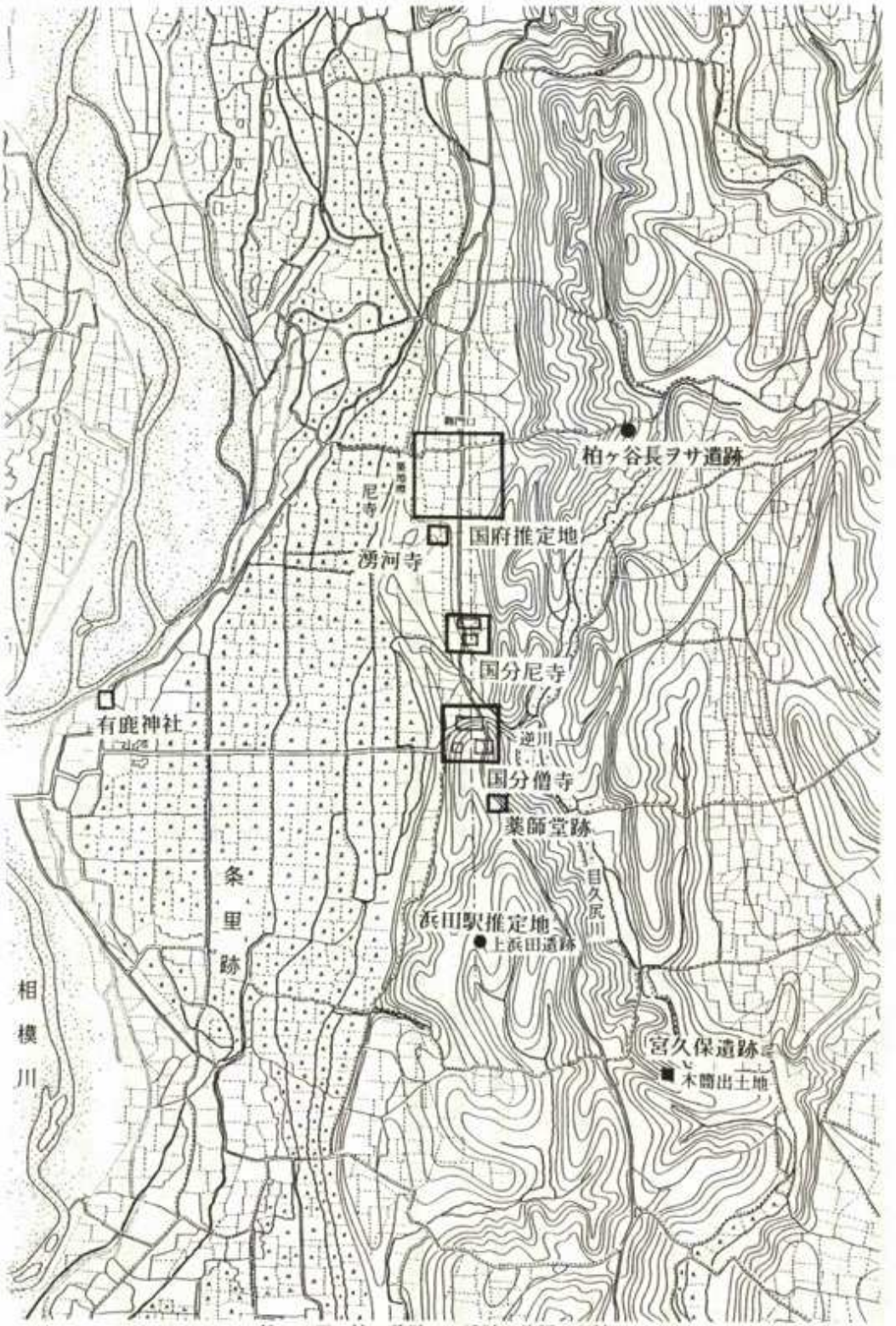

第一一図　柏ヶ谷長ヲサ遺跡の位置と環境

ないし、独自の自給的な土師器生産体制の確立を評価しなければ、「律令的土器様式」の存在自体までもが危ういものになろう。

九　柏ヶ谷長ヲサ遺跡一号竪穴住居址のもつ意味

一号竪穴住居址出土の相模型土器類が七六〇年頃のものであり、その中の坏は規格性をもって型作りされたものであったことを述べてきた。意図するところは、奈良時代のこの頃が、相模国において最も底辺までに行政施策の貫徹した時期として位置づけたかった理由にあるが、このことを雄弁に物語っているのが「土」の墨書土器と転用硯の存在であろうと思う。

柏ヶ谷長ヲサ遺跡に一軒だけ存在する、竪穴住居址自体にはそれ程の意義を感じないが、周辺遺跡との関連で重要性が出てくる。

以前に、相模国での造瓦技法の比較と分布状況からみて、初期の相模国分寺は海老名市に在る国分寺をさし、この国分寺は僧寺を南にして北に尼寺が、さらにその北側には初期国府が直線的に配置されていたと推定したことがある（國平　一九九〇・九一）。この配置状態での国府推定位置の近辺に所在しているのが、柏ヶ谷長ヲサ遺跡の一号竪穴住居址なのである（第一一図）。もとより初期国府の位置はまだ推定段階に留まるが、周辺部でのこうした状況はより一層その可能性を強めることになるのではなかろうか。

すなわち一号竪穴住居の住人は、推定国府の一機関に出仕させられて、そこでの書記に携わっていた郷雑任の前身的な者ではないかという想像も浮かんでくるが、真相のほどは如何であろうか。

いずれにしても、柏ヶ谷長ヲサ遺跡を含む一帯は初期相模国府が九世紀末か一〇世紀に大住郡へ移るまでの行政的な地域にあたり、その周辺地域の住人が、郡司を介して何らかの形で従事させられていたことを物語っているのであろう。

一〇　おわりに

海老名市柏ヶ谷長ヲサ遺跡一号竪穴住居址での出土品を例に挙げて、相模型坏を中心とした出現過程の問題、律令的土器様式の意義づけ、墨書土器がもつ意味、そして最後に環境からみた竪穴住居の住人の性格について述べてきた。しかしこれらの立論は資料的にもまだ制約された段階にあって、これからの検討に委ねなければならない要素も多いが、とりあえずここで筆を擱くことにしたい。

文末で恐縮であるが、本稿を草するにあたり、柏ヶ谷長ヲサ遺跡一号竪穴住居址の未報告資料を本誌にとり扱うことを快諾いただいた、中村喜代重氏に厚くお礼申し上げたい。また資料の提供やご教示を受けた、荒井秀規、伊丹　徹、草柳卓二、鈴木一男、鈴木靖民、鳥居和郎、長谷川厚、福田健司の各氏にも謝意の念を表したい。

なお一号竪穴住居址出土の土器類は、神奈川県立博物館が調査団から借用して展示の機会を図っている。是非ご参照願いたい。

【註】

（一）この見解は『シンポジウム　神奈川県内における古墳時代後期から平安時代土器編年試案』での発言内容（六二頁）による。

（二）一号竪穴住居址の調査は、同遺跡調査団・副団長の中村喜代重氏が行った。氏が受けもつ分担は、縄文時代までが終了した後の、旧石器時代の調査であったが、偶然にも奈良時代の住居址が検出された。この時点ではすでに報告書（『柏ヶ谷遺跡　縄文編』）が刊行されていて、宙に浮く存在となった。このため、中村氏から依頼を受けた國平が報告を兼ねて本誌にとりあげることにした。

（三）竪穴住居址の位置は『先土器時代　海老名市柏ヶ谷長ヲサ遺跡発掘調査概要報告書』第一図（二頁）での、第Ⅱ区O・P－31区に当る。

（四）町田　洋・草柳卓二氏の見解によれば、1～15層までの新期テフラは延暦一九～二一（八〇〇～八〇二）年の降下テフラに対比されるとのことである（町田　一九七七）。この降下期と住居廃絶期との時間差を土器の年代観で対比させると、約五〇年ほどの差がある。

　草柳氏のご教示によると、延暦一九年以前の奈良時代にも八世紀初頭、八世紀第3四半期、八世紀第4四半期にくる三枚のテフラ層が認められるとのことである。このことは綾瀬市宮久保遺跡での天平五年銘木簡を出土した井戸址でも同じ現象が認められ、井戸を整備した玉石の隙間にも鈍火山灰が流入していることからみて、八世紀の後半にも降下テフラが存在することは十分に頷ける（國平　一九八四）。

　なおC－Dラインでの土壌サンプルA・Bについては、調査時点での土層番号をこの報告では統一して変えている。A・Bサンプルでの23は2層、22は3層、21は6層、18は8層、15は二層、9は24層、6は26層、1は32層に変更していることを明記しておく。

（五）この九文字の判読は、国立歴史民俗博物館の平川南教授によるものである（平川　一九九一）。南鍛冶山遺跡を考えるシンポジウムでのパネラーにも、この見解についての異論はなかったと思う。

　なおこの墨書土器を出土した三二号竪穴住居址の年代については、河野喜映氏が須恵器と土師器の坏による法量から七四〇～七六〇年に求められた（河野　一九九一）。この三二号竪穴住居址の土器組成をなした、無高台の須恵器坏、土師器坏、小形甕、長胴甕、武蔵型台付甕のうち、土師器坏と小形甕の法量は柏ヶ谷長ヲサ遺跡一号竪穴住居址や上浜田遺跡一〇三号竪穴住居址のものと完全に一致し、七六〇年代に近いものであることは間違いないであろう。

（六）第九図は『眼と眼』一九八〇年一一月号に掲載されている福田健司氏の「南多摩古窯と武蔵国分寺（上）」による挿図（福田　一九八〇）を、同氏の了解を得て、左方向に組直したものである。

（七）布目痕がある坏の報告については、まだ他にもあるだろうと思われるが、筆者の怠慢で十分な調べを行っていない。また、同様の資料が存在していても注目されずに、報告では漏れている場合も多いのではなかろうかと推測している。

（八）相模型坏の製作が「型作り」によるものであったことは、一九九一年三月一一日に行われた神奈川県立埋蔵文化財センターの考古学講座『古代の土器編年』の講演で明らかにしている。

【引用文献】

江藤　昭ほか　一九八二「柏ヶ谷遺跡　縄文編」『神奈川県海老名市柏ヶ谷遺跡調査報告書』　海老名市柏ヶ谷遺跡調査団

大屋道則　一九八九「相模型坏の成立過程――調整・整形手法の検討から――」『土曜考古』第一四号　土曜考古学研究会

小笠原好彦　一九七六「土器――平城宮Ⅰ～Ⅶの大別」『平城宮発掘調査報告』Ⅶ　奈良国立文化財研究所
加藤信夫　一九九一「南鍛冶山遺跡と下ノ根遺跡の概要について」『藤沢市史研究』二四　藤沢市文書館運営委員会編
神奈川考古同人会　一九七八「シンポジウム　神奈川県内における古墳時代後期から平安時代土器編年試案」『神奈川考古』第五号
國平健三　一九八一「上浜田遺跡を中心とした奈良時代土器群の様相と年代――とくに丹彩盤状坏を中心として――」『シンポジウム　盤状坏――奈良時代土器の様相――』　相武古代研究会
國平健三　一九八三「シンポジウム　奈良・平安時代土器の諸問題――第Ⅱ部　相模地域」『神奈川考古』第一四号　神奈川考古同人会
國平健三　一九八四「宮久保木簡の発見」『シンポジウム　宮久保木簡と古代の相模』　神奈川地域史研究会編　有隣堂
國平健三　一九八六「相模型坏の成立過程をめぐる土器様相」『神奈川考古』第二二号
國平健三　一九九〇・九一「初期相模国府の所在地について――造瓦技法の比較と分布からみた場合――」『えびなの歴史』第一・二号
國平健三・岡本孝之　一九七九「上浜田遺跡――奈良・平安時代」『神奈川県埋蔵文化財調査報告』一五　神奈川県教育委員会
國平健三・長岡文紀　一九八四「昭和五八年度の発掘調査概要――宮久保遺跡」『神奈川県立埋蔵文化財センター　年報』三
國平健三・河野一也　一九八八「奈良時代寺院成立の一端について(一)――相模国鎌倉郡の古瓦について――」『神奈川考古』第二四号
國平健三・長谷川厚　一九九〇「宮久保遺跡Ⅲ」『神奈川県立埋蔵文化財センター調査報告』一五
河野喜映　一九七六「厚木市鳶尾遺跡出土の土器編年試論――歴史時代を中心として――」『神奈川考古』第一号
河野喜映　一九九一「土器からみた南鍛冶山遺跡の年代」『藤沢市史研究』二四　藤沢市文書館運営委員会編
河野喜映ほか　一九七五「鳶尾遺跡」『神奈川県埋蔵文化財調査報告書』七　神奈川県教育委員会
鈴木一男・國見　徹　一九九〇「中郡大磯町北中尾横穴墓群の調査」『第一四回　神奈川県遺跡調査・研究発表会　発表要旨』
中田　英・市川正史・伊丹　徹　一九八二・八三「向原遺跡――奈良・平安時代編」『神奈川県立埋蔵文化財センター調査報告』一
中村喜代重ほか　一九八三『先土器時代　海老名市柏ヶ谷長ヲサ遺跡発掘調査概要報告書』　柏ヶ谷長ヲサ遺跡調査団
西　弘海　一九七九「奈良時代の食器類の器名とその用途」『研究論集』Ⅴ　奈良国立文化財研究所
長谷川厚　一九九一「東国における「律令的土器様式」の成立と展開について――相模国の様相からみた東国での適用と方法論について――」『古代探叢』Ⅲ　早稲田大学出版部
平川　南　一九九一「墨書人面土器と文字」『藤沢市史研究』二四
福田健司　一九八〇「南多摩古窯と武蔵国分寺(上)」『眼と眼』一一月号
星野達雄　一九七七「いわゆる『国分式土器』について」『原始古代社会研究』三　校倉書房
町田　洋　一九七七「Ⅱ　富士火山の生いたち――4　延暦、貞観の噴火」『火山灰は語る――火山と平野の自然史』　蒼樹書房
山本守男ほか　一九八三『尾尻八幡神社前遺跡』　尾尻遺跡発掘調査団

【一九九二・二・二〇】

図版　一

1　一号竪穴住居址 カマドの遺存状態

2　一号竪穴住居址 掘方

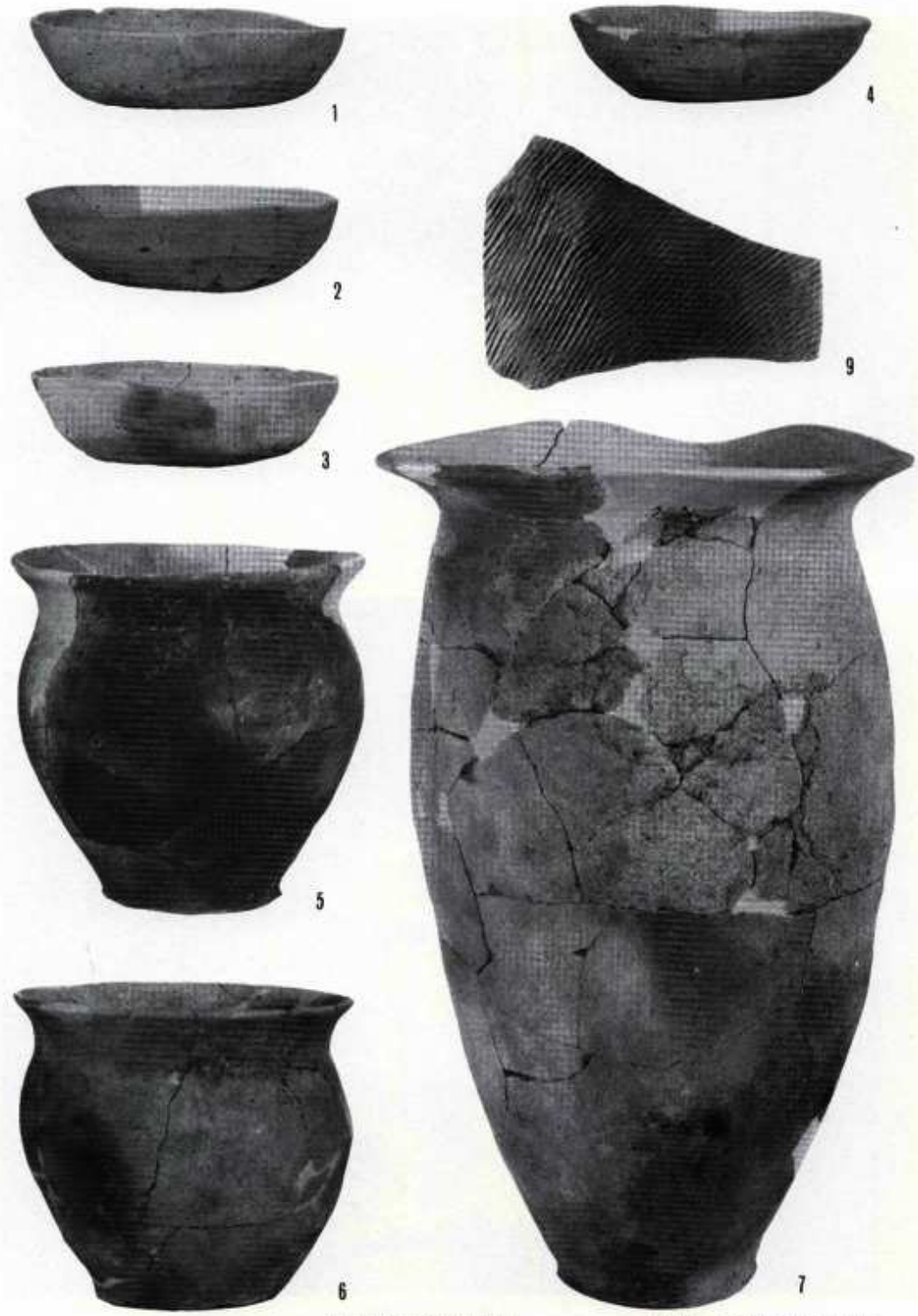

一号竪穴住居址出土遺物　　（番号は実測図番号と同じ）

神奈川県立博物館研究報告第18号

平成4年3月20日　印刷
平成4年3月25日　発行

編集／発行　神奈川県立博物館
館長　岩野好秀
横浜市中区南仲通5-60
電話 045(201)0926

印　　刷　株式会社　野毛印刷社

ISSN 0910-9730

BULLETIN OF THE KANAGAWA PREFECTURAL MUSEUM

Cultural Sciences

No.18

Kenzō Kunihira; On the Meaning in Relation to the Evidence being Found Sagami-Area Type Tableware. (Taking the Example of Kasiwagaya Nagawosa Site.) .....(1)

Hiroki Shiozawa; On the Statue of Shôkannon-Bosatsu (Avalokiteśvara) at Nouman-ji, Kawasaki. .....(25)

Michihiro Suzuki; On the Folk Customs of *"BON"* (Feast for the Dead) in Kanagawa Prefecture. .....(35)

Hiroyasu Terasaki; A Shorter Story that the Denounment to *"TENNŌ-KIKANSETSU"* (the Constituitional Theory of Japan) in Kanagawa Prefecture. .....(47)

Takeyuki Kuni; Introduction to Histrical Marerials: *EIKOKUSHINPANJIRYAKU NARABINI WAGE.* .....(57)

KANAGAWA PREFECTURAL MUSEUM

Naka-ku Yokohama, Japan

1992